

議案第100号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

消防団員の充実強化に向け、報酬等の処遇改善を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年勝山市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(分限)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第 3 号を除く ____各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(分限)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第 3 号を除く 同条各号の一に該当するに至ったとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(休団)</p> <p>第 13 条 長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、3 年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。</p> <p>2 団員が休団をしようとするときは、団長にあっては市長、団長以外の団員にあっては団長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 休団中の団員が復団しようとするときは、前項の規定を準用す</p>

(報酬)

第13条 (略)

(費用弁償)

第14条 (略)

(被服貸与)

第15条 (略)

(公務災害補償)

第16条 (略)

(退職報償金)

第17条 (略)

第18条 (略)

別表第1(**第13条関係**)

報酬

る。

4 休団中の団員が復団したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。

5 休団中の団員については、第6条第2項第2号、第9条及び第10条の規定は適用しない。

6 休団中の期間は、報酬及び費用弁償は不支給とし、退職報奨金の勤務年数は算入しないものとする。

(報酬)

第14条 (略)

(費用弁償)

第15条 (略)

(被服貸与)

第16条 (略)

(公務災害補償)

第17条 (略)

(退職報償金)

第18条 (略)

第19条 (略)

別表第1(**第14条関係**)

報酬

		基本団員	機能別団員
職名	支給単位	支給金額(円)	
団長	年額	83,000	
副団長	〃	67,000	
分団長	〃	51,000	
副分団長	〃	40,000	
部長	〃	26,000	
班長	〃	23,000	
団員	〃	20,000	5,000
技術勤務	〃	ポンプ自動車 1 台につき 正機関員 4,000 副機関員 3,500 小型動力ポンプ 1 台につき 2,500	

別表第 2 (第 14 条関係)
(略)

		基本団員	機能別団員
職名	支給単位	支給金額(円)	
団長	年額	83,000	
副団長	〃	69,000	
分団長	〃	51,000	
副分団長	〃	46,000	
部長	〃	39,000	
班長	〃	38,000	
団員	〃	37,000	9,250
技術勤務	〃	ポンプ自動車 1 台につき 正機関員 4,000 副機関員 3,500 小型動力ポンプ 1 台につき 2,500	

別表第 2 (第 15 条関係)
(略)

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。